

■平成26年4月21日から平成26年5月2日の期間において、不法投棄ゴミパトロールを実施します。

雪解け後の4月は、引っ越しシーズンなどで不法投棄が多くなっています。

不法投棄ゴミパトロールは、年間を通じた通常の河川巡視においても行っていますが、雪解け後の悪質な不法投棄の抑制・減量を目的に、北見市内における常呂川及び無加川において、実施するものです。

不法投棄ゴミパトロール中に投棄者及び不法投棄ゴミを発見した場合には、警察機関とも連携し、適切に対応します。



河川敷地への不法投棄は法律により厳しく罰せられます

- ・3ヶ月以下の懲役又は20万円以下の罰金(河川法施行令)
- ・5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金 またはその両方(廃棄物の処理及び清掃に関する法律)

